

REACH対応は“次のステージ” 「登録」から「管理・運用」へ!

改訂版

これならわかる

EU環境規制

REACH 対応

Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals

Q&A 88

～登録から管理・運用まで～

松浦 徹也・林 讓 編著 一般社団法人 東京環境経営研究所 著

はじめての担当者でも
理解しやすいQ&A解説で
REACH規則の「登録」から
「管理・運用」までの
対応がわかる!

第一法規

REACH規則の
最新動向等を盛り込み
10年ぶりに改訂!

待望の
改訂版!

松浦 徹也・林 讓 [編著]

一般社団法人 東京環境経営研究所 [著]

★化学物質管理の専門家として、
中小企業への支援を行う経験豊富な執筆陣!

A5判・196頁

定価: 2,530円 (本体: 2,300円+税10%)

REACH規則対応パターンを網羅 88のQ&Aで解説!

「誰が・いつまでに・どのような対応が・なぜ必要か」がわかる!

Q53

SDSの提供

REACH規則ではどのような場合に
SDSの提供が求められるのでしょうか。

SDSの提供義務

SDSとは安全データシート (Safety Data Sheets) の略称です。
SDSの提供義務はREACH規則第31条に規定されています。物質または混合物
が下記要件に該当する場合には数量に関係なく、SDSを川下企業に提供する
必要があります。

- (1) 物質または混合物がCLP規則 ((EC) No 1272/2008) に従って危険と分類
された場合
 - (2) REACH規則附属書XIIIのPBT、vPvBの基準に適合する物質またはそのよ
うな物質を含む混合物である場合
 - (3) (1)あるいは(2)以外の理由で認可候補物質リストに記載された (CLSとなっ
た) 場合
- 上記(1)に分類されない混合物であっても下記要件に該当する場合は、川下企業
からの要求があればSDSを提供する必要があります。
- (4) 人の健康または環境に有害な少なくとも1つの物質を、0.1wt%以上含んで
いる場合 (気体の場合は0.2wt%)
 - (5) 少なくとも1つのPBT、vPvBを0.1wt%以上含んでいる場合 (気体の場合
は除く)
 - (6) CLSを0.1wt%以上含んでいる場合
 - (7) EU域内の作業所のばく露限界値がある混合物

なお第32条では、第31条の規定にかかわらず登録番号、認可に関
する情報などの提供と更新が義務づけられていますので注意が必要です。

SDS提供の準備

1. 購入した物質・混合物をそのまま販売する場合
購入先である川上企業からSDSが提供されていれば、その内容をそのまま使
用することができます。しかし、10トン以上の化学物質をEU域内に輸出する場
合には、ばく露シナリオを加える必要があります。なお、混合物はCLP規則で
危険物質に分類されずSDSが必要ない場合でも、川下企業から要求があった場
合には、混合物のSDSを独自に作成し、提供する義務が生じる場合があります。
また、次項のケースも通じて、購入した物質 (混合物に含まれる物質も含む)
の登録が川上事業者等でなされていない場合には、サプライチェーン内のいすれ
かの事業者による登録も必要となります。
2. 購入した物質を加工して混合物として販売する場合
生産した混合物がCLP規則で危険物質に分類されている場合、混合物のSDS
を販売先である川下企業に対して提供する義務が生じます。なお、そうでない場
合でも、前述と同じく川下企業から要求があった場合には混合物のSDSを独自
に作成し提供する義務が発生する場合があります。
3. 購入した物質・混合物を加工して成形品として販売する場合
SDSの提供義務は物質・混合物が対象になっていますので、貴社が成形品
を販売しているのであれば、SDS提供のための準備を行う必要はありません。
しかし、REACH規則第33条の情報伝達義務に対応するために、川上企業から
SDSを入手し、自社製品中のCLSの含有を確認する必要があります。

多くの実務担当者が
判断に迷う事項を集約!

見開き1~2頁の簡潔な一問一答



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 REACH基本の「き」

- Q1 REACH規則という規制
Q2 制定背景と目的
Q3 登録
Q4 輸出量が1トン以下の場合
Q5 上市の定義
Q6 REACH規則と情報伝達
Q7 生産委託時の手続き
Q8 RoHS II 指令との違い
Q9 英国のEU離脱による影響
Chemical Column① 化学物質管理の方向

第2章 REACH入門者の素朴な質問

- Q10 REACH規則対応の基本的判断
Q11 「物質」「混合物」「成形品」の定義
Q12 EC No.とCAS No.
Q13 UVCB物質と営業秘密
Q14 物質の同一性
Q15 成形品の判断基準
Q16 意図的放出
Q17 CLSについて
Q18 CLS、認可対象物質その他
Q19 CLSの含有に関する調査
Q20 REACH規則適用除外の要件
Q21 顧客が混合物として輸出している場合の対応
Q22 中国、韓国、台湾の規制法との差異
Q23 一般公衆と消費者
Q24 RoHS II 指令対象機器の消耗品
Chemical Column② REACH規則の押さえどころ

第3章 「登録」にまつわるQ&A

- Q25 国内川上企業のREACH規則対応
Q26 国内川中企業のREACH規則対応
Q27 国内川下企業のREACH規則対応
Q28 登録義務の判断(化粧品・医薬品)
Q29 用途の判断
Q30 営業秘密の保護
Q31 輸入材料への対応
Q32 登録した用途の調査

- Q33 混合物中のUVCB物質の登録
Q34 唯一代理人
Q35 CLP規則とは
Chemical Column③ REACH規則の登録制度

第4章 「成形品」にまつわるQ&A

- Q36 意図的放出がない場合の義務
Q37 届出義務の判断
Q38 輸出車当たり年間1トンを超える場合の対応
Q39 容器に含まれるCLSの届出
Q40 成形品輸入者の義務
Q41 CLSの含有分析
Q42 成形品の義務
Q43 成形品の情報提供
Q44 認可対象物質となったCLSの扱い
Q45 包装資材中のCLS
Q46 成形品中にCLSが0.1wt%超含まれている場合
Q47 CLSを含む研究開発用素材(成形品)
Q48 複数の樹脂を射出成形する際の情報伝達
Q49 ばく露しないような保護をしている場合の義務
Q50 ナノコーティングがされた木製食器のEU規制
Chemical Column④ 成形品とは

第5章 「情報伝達」にまつわるQ&A

- Q51 サプライチェーン間の情報伝達
Q52 登録番号記載の必要性
Q53 SDSの提供
Q54 ポリマーと情報伝達
Q55 CLS含有情報の回答様式
Q56 日本企業とCLS情報伝達
Q57 古い部品中のCLS
Q58 容器中のCLS
Q59 純度が100%でない物質の特定方法
Q60 違反時の損害賠償
Q61 複数国に輸出する際のラベル貼付
Q62 中毒センターへ届け出る情報
Chemical Column⑤ EUの情報伝達のルール

第6章 「CSAとCSR」にまつわるQ&A

- Q63 CSAとは

- Q64 CSRとは
Q65 リスク評価と情報伝達
Chemical Column⑥ CSAとCSR

第7章 「評価」にまつわるQ&A

- Q66 当局による物質の評価
Q67 CoRAPとCLSの関係
Q68 動物実験が評価対象になる理由
Chemical Column⑦ 評価の押さえどころ

第8章 「認可」にまつわるQ&A

- Q69 認可とは
Q70 認可対象物質製造者の必要な対応
Q71 登録以外の用途で認可対象物質が使用される場合
Q72 認可の申請
Q73 認可対象物質の含有の確認方法
Q74 認可の適用除外
Q75 シロキサン規制
Q76 認可と制限の重複
Chemical Column⑧ 認可の押さえどころ

第9章 「制限」にまつわるQ&A

- Q77 制限
Q78 制限対象物質を含む製品の対応
Q79 認可対象物質への制限
Q80 制限対象物質の動向
Q81 PFOA類の含有量調査
Q82 成形品に関する条文解釈
Q83 制限条件
Chemical Column⑨ 制限の押さえどころ

第10章 日本企業の課題と心配

- Q84 罰則
Q85 情報提供を拒否された場合
Q86 REACH規則の見直し
Q87 ナノ物質とREACH規則
Q88 違反事例
Chemical Column⑩ 日本企業の対応

[参考資料] REACH規則関連用語集

[参考資料] REACH規則参考URL集

関連商品のご紹介 	各国の化学物質規制をカバー 製造・輸出国別でわかる! 化学物質規制ガイド 2021年改訂版 松浦徹也 加藤 聡 中山政明 編著 一般社団法人 東京環境経営研究所 監修 A5判・単行本 定価:3,520円(本体:3,200円+税10%)	会員制 海外環境規制情報サービス 	ecoBRAIN World Eco Scope 海外環境規制の最新動向や必要な情報を WEBサイト、相談室、メールマガジンで強力サポート!
--	---	---	---

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

改訂版 これならわかる EU環境規制 REACH対応 Q&A88

~登録から管理・運用まで~

●定価2,530円(本体2,300円+税10%) [コード069237]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い
ただけません。

年 月 日

〒

ご住所

機関名

部署名

公用
 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預りいただいた個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoiki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印